

君津中央病院経営改善支援業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

君津中央病院経営改善支援業務（以下「業務」という。）

2 委託業務の目的

君津中央病院（以下「本院」という。）は、第5次3か年経営計画に基づき、病院改革に取り組んできたところであるが、経営状況の悪化や医師不足等のため、厳しい状況にある。

本院の早期の経営改善を図るため必要な、経営分析、経営改善計画等策定及び支援等の業務を行うものである。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

4 実施場所

本院及びその他必要と判断される場所とする。

5 業務内容

受託者は、(1)から(5)に掲げる業務に取り組むにあたり、事業の目的をよく理解し、最大限の人材等の投入し作業手順、日程等を計画し、最大限の成果をもたらすよう努力すること。

加えて、受託者は委託金額上限の範囲内で、(1)から(5)に掲げる業務以外でも、受託者の有しているノウハウ、他の病院の受託で得た経験・実績を駆使し、受託者の独自、積極的かつ創造的な提案を行うことも期待している。

(1) 経営診断業務

ア 現状の調査及び課題等の抽出整理

イ 上記アの結果等による分析・評価の主なもの

- ・令和元年度中に早期に改善すべき業務、分野・組織（縮小・廃止を含む）の整理

- ・各分野又は各部局（科、課）別の原価計算等による採算性の分析・整理（配置人員の評価、業務のやり方、給与水準、その他の費用等）

- ・今後強化すべき分野及び改善すべき分野（縮小・廃止を含む）等の分析・整理

- ・今後の健全経営（経営収支の黒字化及びその継続）のためになすべき提供医療、病院規模・機能、給与費、診療材料費、その他の分析・

整理等

・関係市との関係の分析・整理等

ウ 上記分析・整理結果を（仮称）経営診断（調査・分析）結果報告書として作成、提出及び説明する。緊急度の高いものは、リアルタイムに提出、説明する。

エ その他必要な業務

(2) 行動計画等策定業務

今後の健全経営（経営収支の黒字化及びその継続）への行動計画等を適切かつ具体的に策定する。

(3) 行動計画等実行及び達成のための支援業務

本院において行動計画を効果的に実行していくための具体的かつ適切な支援を行う。

(4) 行動計画等の進捗管理業務

ア 経営改善達成のための仕組み及び運用の方法の構築

イ その他の経営改善管理の支援方策の構築及び実際の支援

ウ 本院の経営に関する会議への出席及び助言・指導の実施

エ 関係職員へ適宜必要な説明の実施

(5) 進捗状況の報告

経営者側のみならず関係職員への定期的な報告

6 実施体制

(1) 効果的かつ効率的な実施体制とする。

(2) 業務を遂行できる能力を持つ者を必要な人数配置する。

(3) 担当者を変更しようとするときは、委託者の承認を得ること。

(4) 委託者は配置された受託者の従業員が不適格と判断した場合は、受託者に改善の要求又は当該従業員の交代を求めることができる。

(5) 業務を遂行する上で必要な実施体制とする。

(6) 調査等にあたっては、相手となる職員等と円滑に実施すること。

(7) その他受託者が業務を遂行するにあたり必要な事項は、委託者と十分協議のうえ実施すること。

7 委託業務の成果物等

主なものは次のとおりとする。

(1) 経営診断結果の報告書

(2) 現在及び将来の行動計画書等及び適正運用のためのマニュアル等

(3) 人材の育成のためのマニュアル等

- (4) 本院の収益改善のための計画書（提案書）（収支の見込・計画も含む）
- (5) 本院の今後の適正規模、提供すべき医療等に関する提案書等
- (6) 経営改善のために必要な計画・提案等
- (7) その他、受託者のノウハウ、経験等に基づき必要と思料される提言・報告書
- (8) 業務完了報告書

8 納品場所

君津中央病院

9 費用負担

器材、旅費、その他消耗品等業務の遂行に必要な費用は全て受託者の負担とする。

10 その他・特記事項

- (1) 成果物及び業務の過程で受託者が作成した文書等（本仕様書において「成果物等」という。）に関する一切の権利は、発注者に帰属する。
- (2) 成果物等の納入時期、納入部数及び媒体等については、委託者の指示による。
- (3) 施設・物品及びデータの利用等については、両者の協議の上で決定する。
- (4) 受託者は当該業務委託において知りえた内容等について守秘義務を負う。
- (5) 本院における活動に係る必要事項
- (6) その他業務を遂行する上で必要な事項については、両者の協議の上で決定する。